

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成12年2月28日作成)

法令名	土地改良法		
根拠条項	第122条第2項		
許認可等の種類	土地改良事業計画等の公告後における土地の形質変更等の許可		
法令の定め	土地改良法第122条第2項		
審査基準	土地改良法第122条第2項の規定による土地の形質変更等の許可に係る審査基準は、申請に係る土地の形質の変更、工作物の新築、改築若しくは修繕又は物件の附加増置の行為が土地改良事業の施行に支障を及ぼさず、かつ、当該行為が必要やむを得ないものであると求められることとする。		
標準処理期間	総期間	60	日・月 (注：休日は含まない。)
	経由機関		日・月
	協議機関		日・月
	処分機関	60	日・月 (各総合振興局及び振興局)
処分担当課	各総合振興局(振興局)産業振興部調整課・農村振興課		
申請先	各総合振興局(振興局)産業振興部調整課・農村振興課		
問い合わせ先	農政部農村振興局農業施設管理課用地財産G (電話番号：011-204-5410)		
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/)		